

四万十市水害に強い土地利用条例

- 解説書 -

令和6年4月

まちづくり課

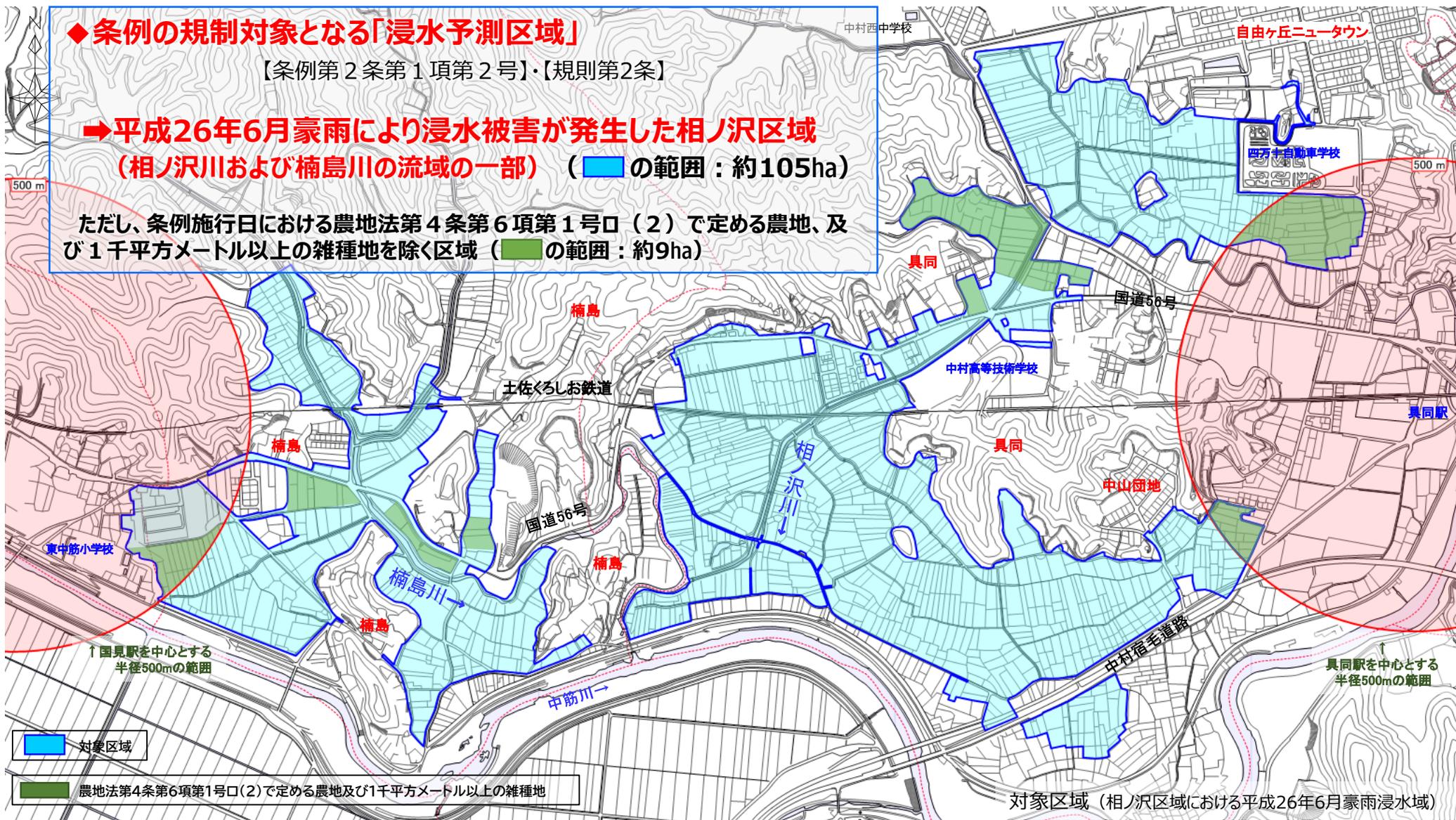
■ 対象区域

◆ 条例の規制対象となる「浸水予測区域」

【条例第2条第1項第2号】・【規則第2条】

➔ 平成26年6月豪雨により浸水被害が発生した相ノ沢区域
(相ノ沢川および楠島川の流域の一部) ( の範囲：約105ha)

ただし、条例施行日における農地法第4条第6項第1号ロ(2)で定める農地、及び1千平方メートル以上の雑種地を除く区域 ( の範囲：約9ha)



2. 規制対象となる行為と手続き

■ 規制対象となる行為

【条例第2条第1項第3号、条例第7条】

➔ **1,000㎡以上の「貯留浸透阻害行為」を対象**とし、行為を行おうとする日の20日前までに届出が必要です。

「貯留浸透阻害行為」とは【条例第2条第1項第3号】【規則第4条】

- ① 厚さ50センチメートル以上の盛土や埋立等の氾濫水の貯留機能を阻害する行為
- ② 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- ③ 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆う行為）
- ④ 浸水被害軽減施設の埋立て等、過去になされた浸水被害対策の機能を損なう行為
- ⑤ 土地又は雨水流出抑制施設の形質変更等により、氾濫水の貯留機能を減少させ浸水被害発生時に他の土地の浸水深を増加させるおそれのある行為
- ⑥ 土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

■ 周知義務

【条例第6条】【規則第5条】

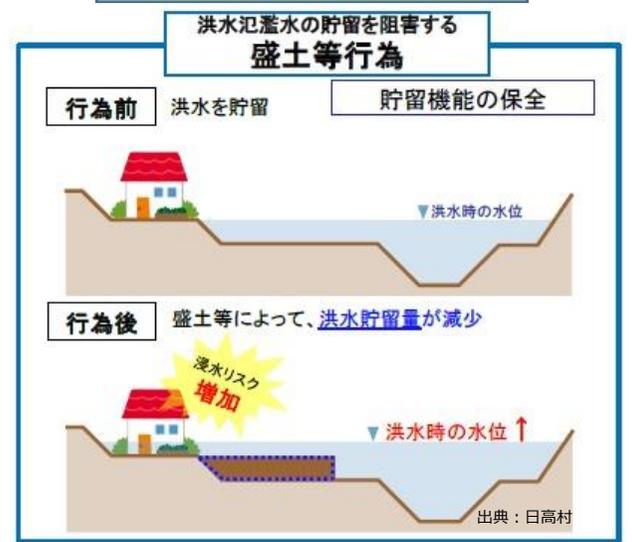
➔ 対象行為を行うときは、あらかじめ各種規定による**届出等を行う前に、周辺住民（利害関係者含む）に対して行為の計画内容を周知し理解を得る必要**があります。

■ 届出制度

【条例第7条】【規則第6条～8条】

➔ **行為の内容**及び雨水の**流出抑制施設の整備計画**を記載した**計画書（図書、図面）**について、市へ届出が必要です。

貯留浸透阻害行為



雨水の地中への浸透を阻害する 「開発・舗装等行為」



例1) 田んぼを盛土して畑に変更



※条例第2条(3):貯留浸透機能を阻害するおそれのある盛土又は埋土に該当

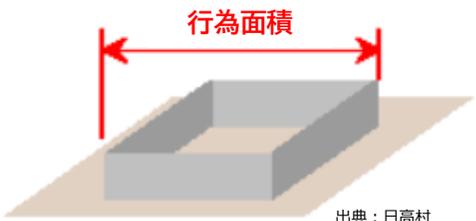
□盛土面積 ≥ 1 千 m^2 かつ厚 ≥ 50 cmの場合

届出 必要

□盛土面積 ≥ 1 千 m^2 で厚 < 50 cm
または、盛土面積 < 1 千 m^2 の場合

届出 不要

※注1:以下の行為も盛土と同じく、面積 ≥ 1 千 m^2 の場合、届け出が**必要**となります。



止水壁で土地を囲う行為

※条例第2条(3):土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に該当
※規則第3条(1):物件の設置により氾濫水の貯留機能を減少させる行為に該当



土地の埋め立て

※条例第2条(3):貯留浸透機能を阻害するおそれのある盛土又は埋土に該当
ただし、締固めを伴わない厚50cm未満の盛土又は埋土については不要



新たに建てる建築物の基礎等

※条例第2条(3):宅地等にするために行う土地の形質の変更などに該当。

3. 届出要否の具体例(2/3)

例2) 畑を締め固める



※条例第2条(3):土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に該当
 ※規則第3条(3):ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為に該当。

出典: 日高村

□締め固めた面積 $\geq 1\text{千m}^2$ の場合

届出 必要

例3) 畑の一部を舗装して倉庫を建てる



※条例第2条(3):宅地等にするために行う土地の形質の変更と、土地の舗装に該当。

出典: 日高村

□倉庫関係の面積 $\geq 1\text{千m}^2$ の場合

届出 必要

例4) 原野を造成してコンビニを設置



※条例第2条(3):宅地等にするために行う土地の形質の変更と、土地の舗装に該当。

出典: 日高村

□コンビニ関係の面積 $\geq 1\text{千m}^2$ の場合

届出 必要

例5) 畑にビニールハウスを設置



※ハウス内に舗装をする場合:条例第2条(3):土地の舗装に該当。
 ※ハウス内に舗装をしない場合:規則第6条(5):通常の維持管理行為又は軽易な行為に該当。

出典: 日高村

□農作物栽培高度化施設などによりハウス内を舗装する面積 $\geq 1\text{千m}^2$ の場合

届出 必要

□ハウス内に舗装などしない場合

届出 不要

3. 届出要否の具体例(3/3)

例6) すでに舗装された土地にコンビニを設置



出典：日高村

※貯留浸透阻害行為に該当しない。

□規模に係らず

届出 不要

例7) 届出を要しない行為 【条例第7条】【規則第8条】

- (1) 主として農地を保全する目的で行う行為
- (2) 既に舗装されている土地において行う補修工事等の行為
- (3) 仮設の建築物等（工作物を含む。）の建築その他の土地において、1年を超えない一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）
- (4) 非常災害対応のために必要な応急措置として行う行為
- (5) 国又は地方公共団体が行う行為
- (6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による認可を受けて行う土地改良事業

届出 不要

注1：(5)並びに(6)については、事前協議を必要とし、その中で雨水流出抑制施設計画について確認を行うものとする。

注2：行為の面積が<1,000㎡、または盛土厚<50cmであっても連続又は隣接して行為を行い、又は機能的に一体とみられる行為の合計面積、または盛土厚がそれぞれに規定する数値を超える場合を除く。